

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年4月30日

神奈川県知事 黒岩 祐治

神奈川県規則第47号

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則の一部を改正する規則

神奈川県立の障害者支援施設に関する条例施行規則（平成18年神奈川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

第3条の表神奈川県立さがみ緑風園の項中「80人」を「50人」に改める。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行する。